

鄯善（楼蘭）国の王権について

山本光朗

はじめに

内陸アジア古代の鄯善（楼蘭）国の王権については、かつて F. W. Thomas 氏が、同国の領域から出土したカロシュティー文書の中の、王がチャドータ（あるいはチャロータ、Caḍota、ニヤ遺跡群の旧名）の行政官に宛てた命令文書の内容から、「中央の権威が周到な支配力を行使し、しばしば瑣事においてすら干渉したことは明白である」と指摘されたことがあり [Thomas 1944: 56-57]、また後に榎一雄氏がほぼ同様な趣旨で、「ただ文書全体を通じてみられることは、中央政府、特に王の支配権がチャドータのような王国の最西端に位置した州においても、民衆生活の末端にまで浸透していたことである。その一々を挙げる余白をもたないが、王は市民の借金や財産に関する紛争（文書六、一八）や、…水の管理（文書五〇二）等にまで関与していたのである。このように見てくると、三世紀中頃から四世紀中頃に至る間のクロライナ王国は頗る強力な中央集権体制をもった国であったことが知られる」と述べられたことがあって [榎 1971: 149]、一種の「中央集権的」性格を持っていたことが、明らかになっている。ただ、両氏の指摘はきわめて概略的なものであって、こうした「中央集権的」体制をとった王権が、具体的にどのような姿として存在したのかについてはあまり考慮されていないように思う。このように私は考えて、以下で古代鄯善（楼蘭）国の王権の極めて特徴的な点について触れ、鄯善（楼蘭）国社会の特徴の一斑を提示したいと思う。

I カロシュティー文書 No. 709

古代鄯善（楼蘭）国の王権について理解するためには、私はカロシュティー文書 No. 709 の記述がきわめて重要な意義をもつものと思う。同文書は、遺物番号が N. 027 というきわめて簡略なもので、スタイン M. A. Stein 氏が第 3 回の中央アジア調査の際にガイドのイブラーヒム Ibrāhīm から得たものらしく、ニヤ遺跡群中のどこから発見されたかは不明な文書であるが [Stein 1928: 149]、そこに王が臨席した裁判の記録と見られる記述が残されている。

本文書は長方形の二枚組木簡 Rectangular double tablet で、大きさは 9"×3½"（約 23

cm×9 cm)、開封された状態でもたらされたようである [Stein 1928: 149, N.027, plate XVIII.]. 写真図版は Stein, *Innermost Asia*, Plate XVIII に、下板 Under-tablet の表側 Obverse と上板 Covering-tablet 裏側 Reverse の部分が収録されている。

この種の文書は通例、上板の表側に、内容の簡単な記述と文書を保持すべき者の名（通例は訴訟を起こした者の名）が記されるものであるが、*Kh. I. III* に拠れば [*Kh. I. III*: 267, No. 709] その個所の字は消えている。またこうした文書では、封印の近くに印の保有者の名が記されるものであるが、*Kh. I. III* に拠れば [*Kh. I. III*: 267, No. 709] 同個所は2行のうち1行のみが読め、

…… [su]v̄eṭṭha s̄val̄yaya vi[va]da ……

……スウェータのシュヴァリアヤ、訴訟……

とあって、後にその名が出るスウェータのシュヴァリアヤなる者が封印したものかと思われる。

本文は下板の表側から始まり、以下のような文言が記されている。なお引用文で [] は *Kh. I. III* に拠る読みで、〈 〉は私が推定した読みである。

- (1) [saṃvatsar. 20 4] 2 ma(hanu)hava maharaya jīṭuṅga aṃgoka devaputraṣa
大威力・大王・侍中¹⁾のアンゴカ天子の26年

maṣe prathame 1 divaṣe 10

第1月18日

- (2) 4 4 iṣa khkṣunaṃmi. eda vivada svaya devaputra śruda. oguana purvayana
この時において。この訴訟を天子自身が聞いた。オーグ達、プルヴァヤナ (purvayana²⁾) と
rutraya cinaṣena suv̄eṭṭhaa-

ルトラヤとチナセーナ、スウェータ達、

- (3) na aṭhama s̄pāl̄yaya laṣa cozbo daḍavala kori rutra cuvalayina onuḡi tasuca
アタマとシュパリアヤとラサと、主簿 (cozbo³⁾) のダダヴァラと、コーリのルトラ、チュワラ
イナの オーヌギと、タスチャの

bhuḡta cozbo-

ブグタと、

- (4) aṃna al̄yaya-- va--m̄aṣa ca pruchidaṃti. moḡe cimaka opḡe kaluaṣa ca
主簿達、アリアヤ、…とが、問うた。モーゲー、チマカ、オーブゲー、カル (ア) と

1) jīṭuṅga=侍中に関しては、Brough 1965: 590-591 を参照。

2) oguana purvayana の purvayana を、*Kh. I. III*, Index Verborum, 356, purvayana(purna°)- は人名とは見ていないようである。同じ語を *A Translation*: 142 は人名と見なしている。私は人名と見ることに若干疑義があるが、今は確たる意見が出来ていない。ここは暫く Burrow 氏の解釈によって仮に人名として訳しておく。

3) 榎一雄氏はかつてチョーズボー (cozbo) を中国の官名「主簿」に比定された [榎 1971: 148]。また最近、市川 2001 が出、チョーズボー (cozbo) ≠ 主簿説を唱えておられる。

garahitaṃti,

がプギなる

(5) manuśa pgi prace, yatha moḡe cimaḡaśa ca dajha [pḡ.ya] opḡeyaśa pitu

男について訴えた、(その内容は) モーゲーとチマガの奴隸 [プギヤ] が、オーブゲー

ropḡeyena śadha ka

の父ローブゲー(ヤ)と

(6) -lihari kiḡaṃti. eka biti daḡitaṃti. tate śe moḡ[e]ya cimaḡaśa ca dajha pgiya

諍いをした。前者が後者を撲った。そこからかのモーゲー(ヤ)とチマガとの奴隸

palayi-

プギ(ヤ)は逃

(7) da. na jivaṃdaḡa asti nevi mḡdaḡa driḡhaṃti⁴⁾. tade pača opḡeyaśa pitu

走した。彼は生きていない、また死んだのも彼等は見なかった。その後オーブゲーの父

ropḡeya <aṃta biṃnida? ⁵⁾>

ローブゲー(ヤ)は <体を壊し

(8) -ḡa. kuḡaḡa moḡe cimaḡaśa ca ditaṃti manuśa bhīyaḡa nama. ahuno eda

た?)。(その)子に、モーゲーとチマガはビヤガなる名の男を与えた。今この

manuśa bhīyaḡa p...

ビヤガなる男は...

(9) gata...

行った...

この後、本文は更に上板の裏側へ続いている。

(1) [manuśa bhīyaḡa mu] [dra]

..... [ビヤガなる男]

(2) [hu]da. pačima kalaṃmi manuśa bhīyaḡa prace na kasyaci maṃtra asti. tade

...。その後、ビヤガなる男に関しては誰の言葉もない。その後、

pače śe pḡiśa

かのプギは

(3) khemaṃmi asti huda. tanuḡaḡa muliyena moḡeya cimaḡaśa ca nikhaliṃti.

ケーマにいるとのことであった。自らのものを、(その)働によりモーゲー(ヤ)とチマガとは出した。

4) *Kh. I.*, III : No. 709 は, driḡha ti と読んであるが, ここは driḡhaṃti とすべきと思う。

5) *Kh. I.*, III : No. 709 は, [aṃ]..[biṃna]- と読み, また *A Translation* : 142 はこの個所を訳していないが, 私はこの個所を aṃta biṃnidaga=Skt. antar bhinna-と見なし, 仮定的に表記の訳をした。

teṣa vaṃti

彼等のもとで

(4) mṛta. taṣa karaṃna nasti vivada. uṭana prace vivada uhati. ṣarva niḥe huda.

彼は死んだ。彼のゆえに訴訟はない。ラクダ達に関して訴訟がある。全ては確定した。

eḡa bi[ti]yaṣa vaṃti e-

前者が後者に対して、

(5) teṣa nasti danagrahana.

これらの者に、授受(すべきもの)はない。

以上が、No. 709 文書全体の内容であるが、ついでこの内容に関して検討を加える。

II 奴隷プギ(ヤ)の傷害事件

前掲した No. 709 文書をよく読んでみると、この文書は、モーゲー(ヤ)とチマガなる者の奴隷プギ(ヤ)が、ロープゲー(ヤ)なる者を殴打した事件に関する裁判の判決文と言うより、この案件の全過程とこの事件が落着いたことを保証した文書と見るべきであろう。文書の日付が「大威力・大王・侍中のアンゴカ天子の26年第1月18日」とあるので、事件が起きたのは恐らくこれよりかなり以前のことであったと思われる。

この種の文書は通常は訴えを起こした者に対して発行されるものであるが⁶⁾、*Kh. I. III*に抛ると封印があったはずの上板表側附近の記述が殆ど消えているので、この点は確認は出来ない。

この文書に記された事件は、奴隷が奴隷でない者を諍いから殴打負傷させ逃走したというもので、おそらく当時重大事件と見なされた筈と思われるが、事件発生後、この事件はさらに様々の紆余曲折を経た。その経過としては、まず下板表側の第7行目から8行目にかけて、

tade paḥa opḡeyaṣa pitu ropḡeya <aṃta biṃnida>ḡa.

その後、オーブゲーの父ロープゲー(ヤ)は〈体を壊した?〉。

と、一部私の推定をまじえた読みを提示したが、この殴打事件の結果、オーブゲーなる者の父ロープゲー(ヤ)は、身体に恐らく重大な損傷を受けたようである。このことについては、下板表側3～4行目にかけて記されている訴えを起こした人名の中に、ロープゲー(ヤ)本人の名が見えないことがその傍証となろう。

そしてその後、同第8行目に、

(その)子に、モーゲーとチマガとはビヤガなる名の男を与えた

とあるように、この奴隷の傷害行為の代償として、奴隷の主であるモーゲーとチマガとはビ

6) 例えば、Nos. 326, 593 文書等を参照せよ。

ヤガ(bhiyaḡa)なる男を、ロープゲー(ヤ)の子オーブゲーに与えた。私はこうした経緯から見て、ビヤガなる者もモーゲーとチマガ両人の奴隷ではなかったかと考えている。

なお、奴隷主がその奴隷の行為に関してどの程度まで責任を負うべきかについては、カロシュテイー文書 No. 24 に若干参考になる記述がある。Kh. I. I の読みによると⁷⁾、同文書は、チャウレー(Caule)なる者が、スギタ(Suḡita)の奴隷に馬を貸し、その後馬を返して貰う代わりに、奴隷主スギタにその農場と土地を要求した事件を扱った王命文書であるが、文書の後半に、鄯善(楼蘭)王が地方官である主簿タンジャカに指示を与えた文言があり、その中につきのような件がある [Kh. I, I: 9]。

taha na dhaṃa, bhaṭaraḡaṣa tanu dajhaṣa ṛnena giṃnidavya. yatha purva
(奴隷)主自身のものが、奴隷の債務によって取られるべきとは、不法である。以前、王国の法によって(なされた)如く、

rajadhaṃena niḥe kartavo.

確定されるべきである。

この文言によると、鄯善(楼蘭)国の法(ダルマdharma)には、奴隷主がその奴隷の「債務(ṛna < Skt. ṛṇa)」によって責任が問われる条項はなかったことになる。No. 709 文書の奴隷プギ(ヤ)の事件の場合はこれと若干事件の性質が違っているが、鄯善(楼蘭)国の法(ダルマ)において、奴隷主が奴隷の行為に対してどの程度まで責任を負うべきかという点で、同様の問題を提起している。奴隷プギ(ヤ)の傷害事件の場合は、相手に傷を負わせ奴隷自身が逃走しており、奴隷が奴隷身分でない者に行なった不法行為と見なされ、こうした場合は、奴隷主が一定の責任を負うという法(ダルマ)の条項があったのであろうか。この点は鄯善(楼蘭)国の奴隷存在のあり方の問題に⁸⁾関わるテーマであり、いずれ稿を改めて論じてみたい。

さてこうして、奴隷主モーゲー(ヤ)とチマガの二人は、その奴隷プギ(ヤ)が起こした事件のためにビヤガなる男を、被害者であるロープゲー(ヤ)の子オーブゲーに与えたわけであるが、このビヤガも、No. 709 文書上板裏側の第 2 行目の記述によると、

paḥima kalammi manuṣa bhiyaḡa prace na kasyaci maṃtra asti.

その後、ビヤガなる男に関しては誰の言葉もない。

とあって、その後どうもこのビヤガも逃走か行方をくらませたようである。なお文書末尾の上板裏側、第 4 行目には、

uṭana prace vivada uhati.

ラクダ達に関して訴訟がある。

という記述があるが、ここに記された「ラクダ達の訴訟」とはこのビヤガと関わりがある案

7) v. Kh. I, I : 8-9, No. 24. なお遺物番号はN.(I).i, 28 + 48 である。

8) 鄯善(楼蘭)国の奴隷の問題については、とりあえず山本 2000 を参照されたい。

件ではなかったかと思われる。

ところで事件を起こした奴隷プギ(ヤ)は、その後、西方の地ケーマ(Khema, 又はケーム Khem-a, 『漢書』西域伝の扞弥国に比定される⁹⁾)に居たことが判明したのであるが、結局、奴隷プギ(ヤ)はその主モーゲーとチマガのもとで死亡する。上板裏側の2～4行目に、

その後、かのプギはケーマにいるとのことであった。自らのものを、(その)価によりモーゲー(ヤ)とチマガとは出した。彼等のもとで彼は死んだ。

とあってその経過が記されているが、私にはこの個所はきわめて分かりにくい。「自らのものを、(その)価によりモーゲー(ヤ)とチマガとは出した」という段は、ケーマに逃亡していた奴隷プギ(ヤ)を、奴隷主二人が買い戻すような行為をしたことを意味しているのであろうか、また「彼等のもとで彼は死んだ」のが、どういう経緯でそうなったか全く不明である。

いずれにしてもこの審理では、事件を起こした奴隷プギ(ヤ)の死亡ということが事件解決の一つの要だったらしく、文書の最後に、

彼等のもとで彼は死んだ。彼のゆえに訴訟はない。ラクダ達に関しては訴訟がある。全ては確定した。前者が後者に対して、これらの者に、授受(すべき物)はない。

とある。加害者である奴隷プギ(ヤ)の何らかの理由による死亡をもって、この事件の大部分は「確定された」と見なされたようである。

また文書末尾に記された「前者が後者に対して、これらの者に、授受(すべきもの)はない」という件は、同様の文言が訴訟の判決文書の末尾等に頻出するもので¹⁰⁾、この場合も原告・被告が互いに相手に支払うべき賠償等がこれ以上全くないことを言ったもので、審判全体が完了したことを示す文言である。

Ⅲ 鄯善(楼蘭)王のもとでの審問

No. 709 カロシュティー文書に記された、奴隷プギ(ヤ)の傷害事件に関する訴訟審理の経過を全体として眺めると、この事件が、奴隷身分の者が非奴隷身分の者を殴打負傷させ逃亡した重大な事件と見なされたためか、通常は王が命じて地方官に行わせる訴訟審理そのものを¹¹⁾王都で行ない、王のもとで官人多数が審問するという、現存のカロシュティー文書ではあまりその具体的姿を見かけない審理経過をとっている点が注目される。この文書の初めの方、下板表側の第2～4行目の、

この訴訟を天子自身が聞いた。オーグ達、ブルヴァヤナとルトラヤとチナセーナ、スウェータ達、アタマとシュパリアヤとラサと、主簿のダダヴァラと、コーリのルトラ、チュワライナの

9) ケーム(ケーム)国については、山本1991: 122-23を参照。

10) 例えば、Nos. 326, 593 文書等を参照。

11) 先に引用した No. 24 文書自体がその例であるが、他に Nos. 1, 9 文書などかなりその例は多い。

オーヌギと、タスチャのブグラと、主簿達、アリアヤ、…とが、問うた。
という記述がこのことを示している。

訴訟は「この訴訟を天子自身が聞いた」とあるように、「天子(devaputra)」の称号を持ったアンゴカ王が「聞く」という形で行われ、多くの官人が審問するという形式をとっている。ここでまず注意すべきは、こうした裁判を主宰するのが鄯善(楼蘭)王その人であった点である。

実際に事件を審問したのは、オーグのブルヴァヤナ以下の官人達であるが、以下でこの審問に参加した官人達について少し触れておきたい。

まず官人たちの筆頭に記されているのは、オーグ(ogu)という官称号を帯びた人物達であるが、この官称号については私が以前検討を加えたことがあって¹²⁾、この官称号を帯びた人物は、鄯善(楼蘭)王の側近として最も高位の者で、王の命令文書の作成等にも関わった可能性があることが判明している。ブルヴァヤナ、ルトラヤ、そしてチナセーナの三人は、こうした最も高位の官としてこの審問に参画していたことになる。なおこの三人のオーグのうちチナセーナ(Cinaṣena)は、その名称から見て鄯善(楼蘭)国の漢人系人物であった可能性が高い [山本 1998-a: 27-28]。

スウェータ(suṁvetha)の官称号は、T, Burrow, *Kh. D.* が指摘しているように [*Kh. D.*: 131, suṁvetha-], こうした訴訟の審理に参画する他、No. 362 文書の場合のようにこの官称号を帯びたコーサ(Khoṣa)なる名の者がコートンへ使節として派遣された例があるが、職掌の確たる内容は不詳である。ただ No. 637 文書を見てみると¹³⁾、同じようなコートンへの使節行を、「王子」の同義語と解されているカーラ(kāla)の称号¹⁴⁾を帯びたキルテヤ(Kirteya)が行なっていて、この点から考えると、スウェータの官称号がそれほど低いクラスの官称号であったとは考えにくい。奴隷ブギ(ヤ)の傷害事件の審問では、アタマとシュパリアヤとラサの三人がこの官称号を帯びた人物として参画している。

次いで主簿(cozbo)であるが、この審問に参画したのは、「主簿のダグヴァラ」と、「主簿達、アリアヤ、…」というように2個所に分けその名が記されている。その理由は明らかではないが、あるいはこの審問が大きく分けて奴隷ブギ(ヤ)の件と、ビヤガの件とから成り立っているので、二つの案件をそれぞれ扱った主簿達があったのであろうか。なおチョーズボー(cozbo)を主簿と訳したのは、榎一雄氏の説による [榎 1971: 148]。

コリ(kori)の官称号に関しては、Burrow, *Kh. D.* がラクダ・馬などの王家の畜群に最も緊密に関わる官吏で、一方で訴訟などにも関係すると述べている [Burrow, *Kh. D.*: 84-85, kori-]。私は、この語は Khot.-Saka 語の kaura- 'sheep', Pahl. の kurrag- 'foal, colt'

12) 例えば、山本 2001: 72 を参照。

13) v. *Kh. I.*, II: 239-240. また山本 1988: 38-39 で若干ながら言及した。

14) カーラ(kāla)の語義については、Thomas 1935: 76 及び *Kh. D.*: 82 を参照。

に関連する語ではないかと考えている¹⁵⁾。この事件では、文書の最後附近に「ラクダの訴訟」のことが記されているので、家畜に関わる官人として参画したのではないと思われる。ルトラ(Rutra)なる名の者1名がコーリとして審問に参加している。

チュワライナ(cuṡalayina)については、やはり Burrow, *Kh. D.* が、判事として行動している例、No. 135 文書のようにフルマセーヴァ(Pḥurmaṣeva)なるイラン系の名の者が、コートンへ使節行をしている例、官称号のランクではオーグより下で、主簿より上と見られること、等を指摘している¹⁶⁾。スウェータの官称号と同様、この官称号を帯びた人物がコートンへ使節行を行なっていることは、この官称号自体がそれほど低いものではなかったことを示しているように思われる。

最後にタスチャ(tasuca)については、かつて F. W. Thomas 氏が、『漢書』西域伝に記されている西域諸国の「訳長」の官との関連を推定されたことがあるが[Thomas 1935: 78]、後にこの説は Burrow 氏によって否定された [*Kh. D.*: 94, tasuca-]。Burrow 氏は、タスチャが主簿などと共に低いクラスの官称号に属すること、No. 580 文書で証人の名の一つに「sotira tasuca Catata (ソーティラでタスチャのチャタタ)」というものがあり、この称号のうちソーティラ sotira (<Gk. sōtēr) が敬称で、タスチャがその equivalent である可能性等を指摘された [*Kh. D.*: 94, tasuca-]。Burrow 氏がチョーズボー cozbo(即ち主簿)を低いクラスの官とされた点についてはきわめて疑問であるが¹⁷⁾、後半の説は、クシャン朝の王号を刻した貨幣の中にソーテール sōtēr の称号が刻されているものがあることは周知のことで¹⁸⁾、この点では極めて魅力的な説であるが、その当否は不明である。

以上、王が主催したこの裁判に参画した官人の称号について検討してみると、きわめて多種多様な官人が参画していたことが分かる。就中、官人の最高クラスと思われるオーグ(ogu)の官称号を帯びた者が3名参加していたことは、この裁判がやはり極めて重大なものと意識されていたことを示すものである。ただ残念ながらこの訴訟の審理の細部がどのように行われたかについて史料は語ってくれない。

なおこの種の、王のもとでの訴訟の審理形式をどのようなものとして捉えるべきかについては、カロシュティ-文書 No. 720 のつぎのような文言が参考になる [*Kh. I.*, III: 270, No. 720 (N. III. x. 12)]。

bimnaṃti, chimnaṃti. eda vivada śavathena sakhkṣiyena samuha anada

…彼等は刺し、彼等は切る。この訴訟は誓いによって証人によって対面して注意深く、

15) cf. Bailey 1979: 65, kaura-; Mackenzie 1971: 52, kurrag-.

16) v. *Kh. D.*: 90, cuṡalayina-.

17) チョーズボー(主簿)は、一概にそれほど低いクラスの官称号とは見なし得ない。このことは榎氏が指摘されている[榎 1971: 148] チョーズボー(主簿)のソーンジャカ(Somjaka)の例を見れば明らかである。

18) 例えば、A. Cunningham 1892: 65-72 を参照。

pruchidavo, yatha dhamēna. niče ka[r]tavo. atra na paribujīṣatu, hasta[gada]
法に則って問われるべきである。確定されるべきである。そこで汝が解らないであろう(時には)、
手中に来たれるものは、

iśa viṣajidavo. iśami samuha niče bhaviṣyati.

ここに送られるべきである。ここで対面して確定があろう。

これはチャドータ(ニヤ遺跡群のある地域の当時の名)の地方官に、王が指示を出した王命文書の断片であるが、この記述によれば(この種の王命文書は他にも同種のものがあるが¹⁹⁾)、鄯善(楼蘭)国の訴訟は、まず王都に訴えることから始まり、それを王が事件の起きた地の地方官におろして王国の法に則って審理させるのが通例だったようである。それ故王都での審問は事件が確定出来ない場合等の例外的なケースであって、その意味では王都での審判は上級の審判とでも言うべきものであったと考えてよい。そしてNo. 709文書に記された奴隷プギ(ヤ)の傷害事件の場合は、その重大さの故にあるいは地方での審理を経ずに直接王都で審理がなされたものではないかと思われる。

なお、上掲のNo. 720文書の文言を見ると、鄯善(楼蘭)国において訴訟は「誓いによって証人によって対面して注意深く、法に則って」審理されるべきものであって、王都での審判もこうした形式で行われたことは間違いない。

小 結

以上見てきたように、内陸アジア古代の鄯善(楼蘭)国における訴訟には一定の様式が定められていたことが判明するとともに、そうした中でとりわけ王都での審問が重要な意味を持っていたことが推定される。先に引用したNo. 720王命文書の記述によれば、地方での裁判は「誓い」と「証人」によって「法に則って」審理されるべきものであると共に、地方官が「解らない」場合には王都に審理を移すべきよう指示が出されている。そしてNo. 709カロシュテイー文書に載っているのは正に王都での訴訟審理の例であって、そこでは王のもつて、オーグ・スウェータ・チョーズボー(主簿)・コーリ・チュワライナ・タスチャ等の様々な官称号を帯びた多くの官人たちが審問に参画していた様子が見て取れるのである。こうした王を頂点とした審問の様式は、鄯善(楼蘭)国において王権が基本的にあらゆる裁判の主宰者として存在していたことを示すもので、きわめて注目すべき点であると思う。

そしてこうした王権のあり方は、王の称号にも中にも端的に現れている。鄯善(楼蘭)国の王号は、確認される限りで第3番目の王アンゴカ(Aṃgoka)の治世の9～17年の間に大きく変化するが²⁰⁾、アンゴカ王の9年までの称号として代表的なものとしては、下に掲

19) この種の文書は比較的多い。例えば Nos. 1, 3, 9, 11 など枚挙に遑がない。

20) v. *Kh. I.*, III : Table of Kings and Regnal Years, 326.

げた同王治世9年の次のような称号である²¹⁾。

maharaya rayatiraya mahamta jayamta dharmiya sacadhamasthida mahanuava

大王・王中の王・偉大なる者・勝利せる者・法に適える者・真実の法に住む者・大威

maharaya amkvaga devaputra

力・大王のアンクヴァガ天子

この称号を見ると、その中に「法に適える者・真実の法に住む者 (dharmiya sacadhamasthida)」という文言があるが、この称号こそ、鄯善(楼蘭)王が「法 (dharma)」の執行を主宰する者であることを強く宣言したものと見るべきで、同国の王権の最も特徴的な一面を示したものと言えよう。私は、内陸アジア古代の鄯善(楼蘭)国の主要な特徴の一つはこうした点にあると思う。それと共にこうした称号がクシャン朝以来の伝統を引くものであったことが、既に S. Konow・J. Brough 氏等によって指摘されているが²²⁾、私は、クシャン朝の王権も、鄯善(楼蘭)国と同じように、まず裁判の主宰者として存在したものではなかったかと考えている。Kauṭīliya『実利論』の訳・研究を出した R. P. Kangle 氏は、インドにおいて専門の裁判官が任命された後も、王は裁判の最終的執行者であり続けたらうという意味のことを言っておられるが [Kangle 1965: 215]、私は、この指摘は鄯善(楼蘭)国、ひいてはクシャン朝の王権のあり方を考える際に、極めて示唆的な考え方だと思う。

なお鄯善(楼蘭)国の王号は、アンゴーカ王治世の17年以降、例えば、

mahanuava maharaya jīṭugha amguvaka devaputra

大威力・大王・侍中のアングヴァカ天子

という様に見大きく変化し [Kh. I., III: Table of Kings and Regnal Years, 326–327]、それが中国との政治的な交渉の結果によるものであることは、既に Brough を始めとする諸氏の見解によって明らかであるが [Brough 1965: 596–599; 榎一雄 1967: 12–15; 長沢和俊 1978: 23; 馬雍 1990: 93–101]、こうした変化はあくまで中国との関わりの中で行われた言わば表面的なものとするべきであり、鄯善(楼蘭)国における王権の「裁判の主宰者」としての性格、あるいは「法(dharma)」の最高執行者としての性格は、アンゴーカ王26年の年次が記された No. 709 文書の例から考えてみても、称号の改変後にも基本的に変化しなかったと考えられる。なお同種の趣旨の概観を、以前別稿で述べたことがあるので [山本 1998-b: 105–106]、ここではこれ以上触れない。

21) *ibid.* なお文書番号は No. 579 である。

22) Konow 1929: lxxiv; Brough 1965: 596–599; Brough 1966: 166–68. なおこの点については、山本 1998-b: 105–106 をも参照されたい。

参考文献

- Kh. I. I*: A. M. Boyer, E. J. Rapson & E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, I. Oxford, 1920.
- Kh. I. II*: A. M. Boyer, E. J. Rapson & E. Senart, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, II. Oxford, 1927.
- Kh. I. III*: E. J. Rapson & P. S. Noble, *Kharoṣṭhī Inscriptions discovered by Sir Aurel Stein in Chinese Turkestan*, III. Oxford, 1929.
- Kh. D.*: T. Burrow, *The Language of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*. Cambridge, 1937.
- A Translation.*: T. Burrow, *A Translation of the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan*. London, 1940.
- Bailey H. W. 1979, *Dictionary of Khotan-Saka*. Cambridge.
- Brough J. 1965, Comments on the third-century Shan-shan and the History of Buddhism. *BSOAS* 28 (3).
- Brough J. 1966, 田村智淳訳 西域出土のインド語系文書『東方學』32.
- Cunningham A. 1892, Coins of the Kushāns or Great Yue-ti. *The Numismatic Chronicle* 12.
- Kangle R. P. 1965, *The Kauṭīliya Arthaśāstra*, part III (first published in 1965). Delhi, 1992.
- Konow S. 1929, *Kharoṣṭhī Inscriptions with the Exception of Those of Aśoka*. Calcutta, 1929, lxxiv.
- Mackenzie D. N. 1971, *A Concise Pahlavi Dictionary*. Oxford.
- Stein M. A. 1928, *Innermost Asia*. Oxford.
- Thomas F. W. 1935, Some Notes on the Kharoṣṭhī Documents from Chinese Turkestan. *AO* 13.
- Thomas F. W. 1944, The Early Population of Lou-lan-Shan-shan. *JGIS* 11.
- 市川良文 (2001) 職掌からみたカロシュティ-文書中の Cozbo と漢語の主簿『西南アジア研究』54.
- 榎 一雄 (1967) 法顕の通過した鄯善国について、『東方学』34.
- 榎 一雄 (1971) 中央アジア・オアシス都市国家の性格 (初出 1971)『シルクロードの歴史から』(研文出版, 1979) 所収.
- 長沢和俊 (1978) 鄯善王国とカロシュティ-文書『言語』7-7.
- 山本光朗 (1988) バルヴァタ考『東洋史研究』46-4.
- 山本光朗 (1991) 中央アジア古代の鄯善王国に関する歴史的・民俗学的研究『三島海雲記念財団研究報告書』27.
- 山本光朗 (1998-a) カロシュティ-文書に見える漢人について『西南アジア研究』48.
- 山本光朗 (1998-b) カロシュティ-文書 No. 435 について『北海道教育大学紀要 (第1部A)』49

(1), 105-106.

山本光朗 (2000) 鄯善国に於けるキルメーチとダジャ—カロシュティ—文書 No. 331 と No. 39 の内容から—『内陸アジア史研究』15.

山本光朗 (2001) カロシュティ—文書 No. 165 について『北海道教育大学紀要 (第1部A)』52 (1).

馬雍 (1990) 新疆所出佉盧文書の断代問題 (1980)『西域史地文物叢考』(文物出版社, 1990).

(北海道教育大学旭川校)